

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。(令和4年12月1日発出)

朱書き部分が今回の変更点

通達の内容

(1) 見積り

- 見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順の徹底（電磁的方法も可能。）
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化し、必要な経費に十分留意
- 労務費、法定福利費、一般管理費、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮
- 工事工程ごとの作業などに必要な日数を明示した見積
- 注文者は地盤沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象についての情報提供義務

(2) 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 原材料費等の適正な請負代金の設定や適切な工期の確保
- 請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも見積依頼・提出を徹底（電磁的方法も可能。）
- 工期内の原材料費等の変動による適切な対応

(3) 社会保険加入の徹底

- 社会保険加入が許可要件
- 工事従事者の社会保険の加入状況等が、施工体制台帳の記載事項
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用
- 一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用関係へ誘導

(4) 適正な法定福利費及び労務費の確保

- 元請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重

- 下請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書を提出し、再下請負人に法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重
- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用

(5) 契約

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記
- 指値発注の禁止
- 双方の協議による適正な手順による追加・変更契約の徹底、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応
- 著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（発注者・受注者間、元請・下請間）
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面（電磁的方法を含む。）で相互交付

(6) 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 建設業は、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用
- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、長時間労働の是正や週休2日など休日の確保
- 契約書に記載することになった「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」の記載について柔軟に対応

(7) 施工管理の徹底

- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等ICT機器を含む）の作成、備え置きの徹底

通達の内容

- 従事者氏名・資格等情報が、施工体制台帳の記載事項化
- 施工体制台帳への記載に代えて、CCUSを積極的に活用
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めること
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、下請負人の負担としない
- 手形期間は60日以内とする
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努めること
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 60日を超えるサイトを「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導対象とすることを前提とした運用の見直しを検討していることに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないこと
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導

- 技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 元請負人による建退共制度の掛金納付の一括代行
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごとの建退共制度事務の統一及び一括作業方式の利用
- 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は下請負人が建設業法や労働関係法規に違反しないよう指導

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

- 令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されることを踏まえ、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用した行為に十分留意
- 「駆け込みホットライン」の活用及び周知

(13) 新型コロナウイルス感染症の影響による下請建設企業等への配慮等

- 新型コロナウイルスの影響により建設工事の一時中止・延期等を行う際は、適切な契約締結、適正な下請代金の設定・支払
- 建設現場における「三つの密」対策や、熱中症リスク軽減等

(14) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(15) 関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）への上記の事項に準じた配慮

国不建推第56号
国不専建第47号
令和4年12月1日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

今後、労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要です。

また、建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、発注者と元請負人の間の契約の適正化が重要です。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款（甲）第31条（請負代金額の変更）及び第30条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び第22条（受注者の請求による工期の延長））を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしく申し上げます。

国不建キ第34号
令和4年12月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和4年12月1日付け国不建推第53号・国不専建第44号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

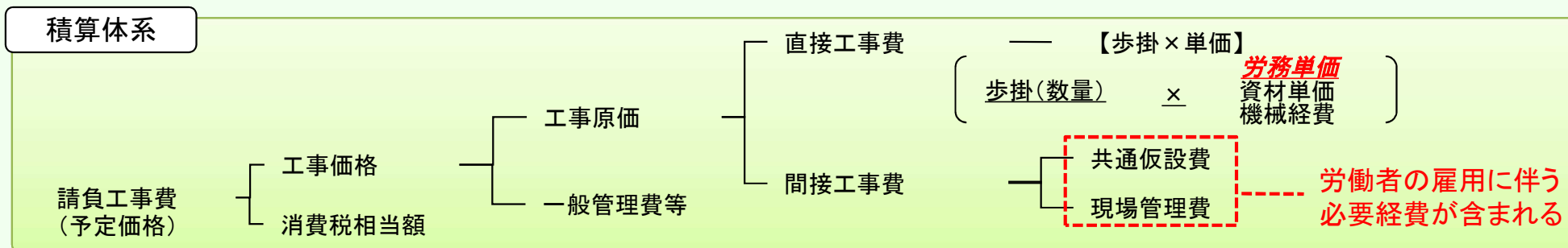
地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)										
												単価	参考値	単価	参考値	単価	参考値	単価	参考値	単価	参考値	単価
北海道	01 北海道	25,800	-	25,100	22,100	-	21,400	24,200	23,600	15,200	12,600	(36,300)	-	(35,300)	(31,100)	-	(30,100)	(34,000)	(33,200)	(21,400)	(17,700)	
		27,700	-	24,700	23,300	22,700	20,400	22,700	22,900	14,100	12,100	(38,900)	-	(34,700)	(32,800)	(31,900)	(28,700)	(31,900)	(32,200)	(19,800)	(17,000)	
東北	02 青森県	27,700	-	24,900	23,400	22,700	20,600	22,600	22,700	15,000	12,800	(38,900)	-	(35,000)	(32,900)	(31,900)	(29,000)	(31,800)	(31,900)	(21,100)	(18,000)	
		29,800	-	27,200	23,000	22,700	21,100	22,600	22,700	16,400	13,700	(41,900)	-	(38,200)	(32,300)	(31,900)	(29,700)	(31,800)	(31,900)	(23,100)	(19,300)	
	28,100	-	24,900	23,300	22,700	20,500	22,700	22,900	14,200	12,000	(39,500)	-	(35,000)	(32,800)	(31,900)	(28,800)	(31,900)	(32,200)	(20,000)	(16,900)		
	27,500	-	26,300	23,300	22,100	21,900	22,700	22,900	16,100	13,500	(38,700)	-	(37,000)	(32,800)	(31,100)	(30,800)	(31,900)	(32,200)	(22,600)	(19,000)		
	28,100	-	27,100	23,300	23,500	21,500	22,700	22,700	16,400	13,700	(39,500)	-	(38,100)	(32,800)	(33,000)	(30,200)	(31,900)	(31,900)	(23,100)	(19,300)		
	26,800	-	28,100	26,300	-	23,400	23,100	23,300	15,500	14,100	(37,700)	-	(38,500)	(37,000)	-	(32,900)	(32,500)	(32,800)	(21,800)	(19,800)		
	26,900	-	28,700	26,300	-	23,200	23,100	23,300	15,100	13,100	(37,800)	-	(40,400)	(37,000)	-	(32,600)	(32,500)	(32,900)	(21,200)	(18,400)		
関東	09 栃木県	26,000	-	27,800	26,300	24,400	22,400	23,100	23,300	14,400	12,700	(36,600)	-	(39,100)	(37,000)	(34,300)	(31,500)	(32,500)	(32,800)	(20,200)	(17,900)	
		26,500	-	28,300	26,400	-	23,800	23,100	23,300	15,400	13,700	(37,300)	-	(39,800)	(37,100)	-	(33,500)	(32,500)	(32,800)	(21,700)	(19,300)	
	26,600	-	27,800	26,400	-	23,400	23,100	23,300	15,800	13,800	(37,400)	-	(39,100)	(37,100)	-	(32,900)	(32,500)	(32,800)	(22,200)	(19,400)		
	26,700	-	28,000	26,400	-	23,800	23,100	23,300	16,400	14,200	(37,500)	-	(39,400)	(37,100)	-	(33,500)	(32,500)	(32,800)	(23,100)	(20,000)		
	26,300	-	28,500	26,400	24,300	23,000	23,100	23,300	16,300	14,200	(37,000)	-	(40,100)	(37,100)	(34,200)	(32,300)	(32,500)	(32,800)	(22,900)	(20,000)		
	26,500	-	28,700	26,400	24,300	22,900	23,100	23,300	14,900	13,100	(37,300)	-	(40,400)	(37,100)	(34,200)	(32,200)	(32,500)	(32,800)	(20,900)	(18,400)		
	25,700	-	27,500	26,700	24,500	22,500	23,100	23,300	13,700	11,700	(36,100)	-	(38,700)	(37,500)	(34,400)	(31,800)	(32,500)	(32,800)	(19,300)	(16,500)		
	29,100	-	26,100	23,900	20,500	21,200	23,100	24,100	15,300	13,000	(40,900)	-	(36,700)	(33,600)	(28,800)	(29,800)	(32,500)	(33,900)	(21,500)	(18,300)		
	28,200	-	26,000	23,900	20,300	21,700	23,100	24,100	15,200	13,500	(39,600)	-	(36,600)	(33,600)	(28,500)	(30,500)	(32,500)	(33,900)	(21,400)	(19,000)		
	27,700	-	25,200	23,900	19,900	21,800	23,100	24,100	15,700	13,300	(38,900)	-	(35,400)	(33,600)	(28,000)	(30,700)	(32,500)	(33,900)	(22,100)	(18,700)		
北陸	15 新潟県	28,000	-	26,300	26,900	23,900	21,700	25,800	25,400	15,200	13,600	(39,400)	-	(37,000)	(37,800)	(33,600)	(30,500)	(36,300)	(35,700)	(21,400)	(19,100)	
		27,700	-	32,900	26,900	23,900	23,200	25,700	25,400	15,800	13,500	(38,900)	-	(46,300)	(37,800)	(33,600)	(32,600)	(36,100)	(35,700)	(22,200)	(18,000)	
	27,600	-	29,600	26,900	23,900	21,900	25,700	25,400	16,300	13,800	(38,800)	-	(41,600)	(37,800)	(33,600)	(30,800)	(36,100)	(35,700)	(22,900)	(18,400)		
	28,300	-	29,700	26,900	-	22,800	25,800	25,400	15,500	13,200	(39,800)	-	(41,800)	(37,800)	-	(32,100)	(36,300)	(35,700)	(21,800)	(18,600)		
	23,500	-	24,900	23,400	22,300	20,700	23,900	23,100	14,400	12,800	(33,000)	-	(35,000)	(32,900)	(31,400)	(29,100)	(33,600)	(32,500)	(20,200)	(18,000)		
中部	21 岐阜県	25,500	-	25,300	23,300	-	21,600	24,400	24,100	13,800	11,900	(35,900)	-	(35,600)	(32,800)	-	(30,400)	(34,300)	(33,900)	(19,400)	(16,700)	
		25,500	-	25,500	23,300	-	21,900	24,100	23,900	14,000	11,500	(35,900)	-	(35,900)	(32,800)	-	(30,800)	(33,900)	(33,600)	(19,700)	(16,200)	
	25,000	-	25,500	23,300	-	21,200	23,900	23,600	13,700	12,100	(35,200)	-	(35,900)	(32,800)	-	(29,800)	(33,600)	(33,200)	(19,300)	(17,000)		
	25,000	24,000	25,500	23,300	-	21,000	24,000	23,600	14,100	11,900	(35,200)	(33,700)	(35,900)	(32,800)	-	(29,500)	(33,700)	(33,200)	(19,800)	(16,700)		
	25,500	-	25,600	23,300	-	22,200	24,400	23,500	14,200	12,000	(35,900)	-	(36,000)	(32,800)	-	(31,200)	(34,300)	(33,000)	(20,000)	(16,900)		
	25,200	-	25,500	23,300	-	21,900	24,100	23,300	13,700	11,900	(35,400)	-	(35,900)	(32,800)	-	(30,800)	(33,900)	(32,800)	(19,300)	(16,700)		
	20,600	-	22,300	21,400	18,300	20,300	20,600	21,300	14,700	11,300	(29,000)	-	(31,400)	(30,100)	(25,700)	(28,500)	(29,000)	(29,900)	(20,700)	(15,900)		
	20,500	-	21,800	21,400	18,300	20,400	20,600	21,300	14,700	12,100	(28,800)	-	(30,700)	(30,100)	(25,700)	(28,700)	(29,000)	(29,900)	(20,700)	(17,000)		
	20,500	-	22,700	21,400	18,300	20,500	20,600	21,300	15,100	12,700	(28,800)	-	(31,900)	(30,100)	(25,700)	(28,800)	(29,000)	(29,900)	(21,200)	(17,900)		
	20,500	-	21,700	21,400	18,300	20,200	20,600	21,300	15,100	12,500	(28,800)	-	(30,500)	(30,100)	(25,700)	(28,400)	(29,000)	(29,900)	(21,200)	(17,600)		
	20,500	-	22,000	21,400	18,300	20,200	20,600	21,300	14,900	12,000	(28,800)	-	(30,900)	(30,100)	(25,700)	(28,400)	(29,000)	(29,900)	(20,900)	(16,900)		
	四国	36 徳島県	-	-	-	21,600	-	19,600	-	22,000	13,900	12,600	-	-	-	(30,400)	-	(27,600)	-	(30,900)	(19,500)	(17,700)
			-	-	-	21,600	-	19,600	-	22,000	14,000	12,700	-	-	-	(30,400)	-	(27,600)	-	(30,900)	(19,700)	(17,900)
-		-	-	21,600	-	19,600	-	22,000	13,400	11,500	-	-	-	(30,400)	-	(27,600)	-	(30,900)	(18,800)	(16,200)		
-		-	-	21,600	-	19,600	-	22,000	12,700	10,900	-	-	-	(30,400)	-	(27,600)	-	(30,900)	(17,900)	(15,300)		
-		-	-	21,600	-	19,600	-	22,000	12,700	10,900	-	-	-	(30,400)	-	(27,600)	-	(30,900)	(17,900)	(15,300)		
九州	40 福岡県	-	-	24,700	23,500	-	20,600	22,400	24,200	14,600	12,800	-	-	-	(34,700)	(33,000)	-	(29,000)	(31,500)	(34,000)	(20,500)	(18,000)
		-	-	24,700	23,500	-	20,300	22,400	24,500	14,500	12,600	-	-	-	(34,700)	(33,000)	-	(28,500)	(31,500)	(34,400)	(20,400)	(17,700)
	-	-	25,700	23,600	-	20,600	22,400	24,600	14,700	13,400	-	-	-	(36,100)	(33,200)	-	(29,000)	(31,500)	(34,600)	(20,700)	(18,800)	
	-	-	24,800	23,700	-	20,300	22,400	24,200	14,200	12,200	-	-	-	(34,900)	(33,300)	-	(28,500)	(31,500)	(34,000)	(20,000)	(17,200)	
	-	-	24,700	23,500	-	20,700	22,400	24,200	14,500	11,600	-	-	-	(34,700)	(33,000)	-	(29,100)	(31,500)	(34,000)	(20,400)	(16,300)	
	-	-	24,600	23,500	-	20,600	22,400	24,100	14,500	11,300	-	-	-	(34,600)	(33,000)	-	(29,000)	(31,500)	(33,900)	(20,400)	(15,900)	
	-	-	24,300	23,600	-	20,400	22,400	24,100	15,500	13,100	-	-	-	(34,200)	(33,200)	-	(28,700)	(31,500)	(33,900)	(21,800)	(18,400)	
	-	-	21,200	22,900	-	18,000	-	21,500	13,600	11,300	-	-	-	(29,800)	(32,200)	-	(25,300)	-	(30,200)	(19,100)	(15,900)	

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

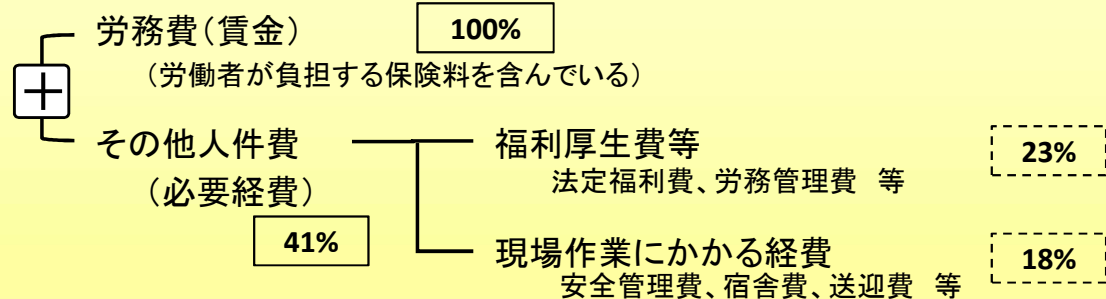
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である